

日本教育政策学会会長及び理事選出規程

(目的)

第1条 本規程は、日本教育政策学会会則第6条に基づき、本学会の会長及び理事の選出方法について定める。

(会長及び理事の定数)

第2条 会長及び理事の定数は次の通りとする。

会長 1名

理事・全国区 4名

理事・地方区 16名

北海道・東北2名、関東8名、甲信・東海・北陸2名、
近畿2名、中国・四国・九州・沖縄2名

(会長及び理事の選出方法)

第3条 会長及び理事の選出は、会員の無記名郵便投票により行う。会長については1名を記入する。全国区理事については4名、所属地方区理事については定数名を連記する。ただし、定数以下の連記も有効とする。

2 会長及び理事当選者は票数順とし、同順位の場合は選挙管理委員会の行う抽選により決定する。

3 全国区と地方区の両方の当選者は、全国区の当選者とし、その場合、当該地方区の次点者を繰り上げ当選とする。

(理事の任期)

第4条 会長及び理事の任期は、会長及び理事選出直後の大会終了の翌日より3年後の大会終了日までとする。

(選挙管理委員会)

第5条 第3条に規定する会長及び理事選出事務を執行するため、会長は会員中より選挙管理委員会の委員3名を指名する。

2 選挙管理委員会は互選により委員長1名を決定する。

(選挙権者及び被選挙権者の確定等)

第6条 事務局長は、常任理事会の承認を受けて、会長及び理事選出の選挙権者及び被選挙権者(ともに投票前年度までの会費を選挙管理委員会設置前日までに納めている者)の名簿を調製し

なければならない。

2 事務局長は、選挙管理委員会の承認を受けて、選挙説明書その他必要な文書を配布することができる。

(細則の委任)

第7条 本学会の会長及び理事選出に関する細則は、常任理事会の定めるところによる。

附則 この規程は、制定の日から施行する。

附則 この規程は、2001年7月2日より施行する。(2001年6月30日 第9回理事会決定)

附則 この規程は、2002年4月1日より施行する。(2002年3月26日 第44回常任理事会決定)

附則 この規程は、2005年4月1日より施行する。(2005年2月3日 第59回常任理事会決定)

附則 この規程は、2011年4月1日より施行する。ただし、第2条は、2011年4月に執行される会長及び理事選挙より適用する。(2010年7月10日 第18回理事会決定)